

会 議 録

様式第3号

会 議 名	平成21年度（第3回）川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局	健康福祉部 保険年金課 （内線2622）		
開 催 日 時	平成21年10月22日（木） 午後1時30分		
開 催 場 所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委 員	安藤 修 三木 篤志 橋本 知浩 増井富美代 釜本 普子 元木 祥博 水和 久 四谷 勲 佐々木忠利 中井 久子	
	そ の 他		
	事 務 局	大塩市長 水田副市長 健康福祉部長 健康生活室長 健康福祉部参事兼保険年金課長 保険収納課長 保険年金課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 平成22年度川西市国民健康保険税（諮問）について		
審 議 結 果			

審 議 経 過 (1)

会 長

それでは、定刻が参りましたので、ただ今より平成21年度第3回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

市 長

それでは、開催にあたりまして、大塩市長よりあいさつをお願いいたします。皆様、こんにちは。

本日は平成21年度に第3回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素より、本市の国民健康保険事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月30日の衆議院選挙で民主党が歴史的な大勝利をおさめ、そのマニフェストに掲げていた方針に基づき、医療政策におきましても、後期高齢者医療制度の廃止など大改革を行おうとしている模様でございます。このような、めまぐるしい変化のなかにある国民健康保険制度でございますが、加入者の皆様に安心して医療をうけていただいただけの制度として、その財政の健全化につとめなければなりません。

本市の国民健康保険税は、平成20年度からの医療制度に対応すべく、平成19年度に改定したところでございますが、2年が経過し、22年度以降の税率を検討する時期がまいりました。後ほどその税率改定について、諮問をさせていただきます。

委員の皆様には多年にわたり、様々なご意見を賜り、また適切なお判断をいただいておりますことに改めて感謝もうしあげるとともに、この諮問につきましても、よろしくご協議賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、早速ですがお手元の会議次第に基づきまして、進行させていただきます。

本日は藪内委員と頭司委員、渡壁委員、藤原委員が欠席されております。に、本日の協議会議事録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

それでは、中井委員と四谷委員を署名委員に指名いたしますので、よろしをお願いいたします。

次に、市長より「諮問」を受けます。

《事務局より、「諮問」の(写し)を配布する。》

諮 問 第 2 号

平成21年10月22日

審 議 経 過 (2)

川西市国民健康保険運営協議会
会長 安藤 修 様

川西市長 大塩 民生

川西市国民健康保険税の税率等の改定について (諮問)

国民健康保険税率等につきましては、医療制度改革に対応することを主な理由として、平成20年度に3.78%の改定を行いましたが、平成20年度国民健康保険事業特別会計の決算では、実質収支で1億8,802万2千円の赤字を計上することとなりました。現状では、国民健康保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保することが困難であるため、早期に財政の健全化を図る必要があります。

つきましては、平成22年度の国民健康保険税について、次のとおり定めたいので、国民健康保険法第11条の規定により諮問します。

諮 問 事 項

1. 医療給付費分国民健康保険税

所得割額の税率について「100分の5.90」を

「100分の5.97」に改める。

均等割額について「24,700円」を「26,000円」に改める。

平等割額について「18,200円」を「20,700円」に改める。

2. 後期高齢者支援金分国民健康保険税

所得割額の税率について「100分の1.70」を

「100分の2.20」に改める。

均等割額について「7,400円」を「8,800円」に改める。

平等割額について「5,600円」を「7,000円」に改める。

3. 介護納付金分国民健康保険税

課税限度額について「9万円」を「10万円」に改める。

所得割額の税率について「100分の2.40」を

「100分の2.30」に改める。

均等割額について「9,800円」を「9,300円」に改める。

平等割額について「5,400円」を「5,000円」に改める。

会 長

「諮問書」をお受けしました。

市長には、他の公務の予定があると聞いておりますので、ご退席いただき

審 議 経 過 (3)

会 長	ます。
	協議事項に移ります。 協議事項第1の「平成22年度国民健康保険税の変更について」を議題といたします。
事務局	事務局、何か補足説明はございますか。
	お手元に、22年度国民健康保険税の変更についての追加資料を配布しておりますので、資料に基づきましてご説明申し上げます。
	まず医療費と国保税との関連についてご説明いたします。
	<u>資料1</u> をご覧ください。国保財政の仕組みでございます。
	医療給付費等の総額の内、前期高齢者調整交付金を除いた額の50%を、療養給付費等負担金、国調整交付金、県調整交付金として公費で負担いたします。
	残り50%は、保険税、高額医療費共同事業、法定分一般会計繰入金としての財政安定化支援事業、保険者支援分、保険税軽減分、それと法定外一般会計繰入金で賄うこととなります。
	その結果、被保険者の所得が上昇しなければ、医療費の自然増が3%であれば、保険税も毎年3%づつ改正する必要があります。
	次に、新政権の医療政策についてご説明いたします。
	<u>資料2</u> をご覧ください。
	内容について、今回の税率改定に関係する部分を中心にご説明申し上げます。まず、「社会保障費の自然増を年2, 200億円抑制する」との前政権の「経済財政運営の基本方針」は廃止するとなっております。
	次に、GDP比の医療費を、先進国(OECD)並の確保を目指すとなっております。また、民主党のマニフェストにおいては、①医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供する。②医療従事者の増員に努める医療機関の診療報酬(入院)を増額する。③OECD平均の人口当り医師数を目指し、医師養成数を1.5倍にする。等が書かれています。
	今回の改定案は、現行の医療制度で医療費の伸びを3%と見込んでおり、この資料のような変更は考慮しておりません。マニフェストの中には、「国民健康保険の負担増は国が支援する」と書かれていますが、今後の動向を見守っていく必要があると考えます。
	次に、平成20年度一般会計繰入金の阪神7市1町の状況についてご説明いたします。 <u>資料3</u> をご覧ください。
	この資料を作成した経過についてご説明申し上げます。
	10月7日に開催されました平成20年度特別会計決算委員会におきまして、20年度より見直したその他一般会計繰入金に関して質問を受け、20年度以降の制度改正に伴う一般会計繰入りの考え方等を説明しております。
	当運営協議会におきましては、前回20年度税率改定時にすでにご承認いただいているところでございますが、決算委員会で説明も含め、一般会計繰入金の考え方についてご説明申し上げます。

審 議 経 過 (4)

表の見方は、一般会計繰入金の項目ごとに総額、1人あたり額を、市町別に表したものでございます。

まず、法定内繰入金についてご説明申し上げます。

保険基盤安定（軽減分）についてでございます。

この繰入金は、国民健康保険加入者は構造的に保険税負担能力の低い低所得者の加入割合が高く、低所得被保険者の賦課額が相対的に過重となっており、この問題に対応するため、所得金額に応じ、7・5・2割を軽減し、その軽減分を一般会計繰入金として公費で補填するものです。

次に、保険基盤安定（支援分）についてご説明申し上げます。

この繰入金は、平成15年度に低所得者層の多い保険者を支援することで、中間所得者層の保険税負担を軽減するため制度化された制度で、7・5割軽減対象者数と平均保険税額に一定の定数をかけた金額を一般会計繰入金として公費で補填するものです。

次の職員給与費等は、国民健康保険事業に係る人件費及び人件費に準ずる委託料等は、全額公費で補填することが法で定められております。

次の出産育児一時金も、その支出額の3分の2が公費で補填することと法で定められております。

5番目の財政安定化支援事業は、国民健康保険財政の健全化と保険税負担平準化を図るため、保険者の責に帰すことが出来ない特別の事情（①低所得者が多い②高齢者が多い③病床数が多い）に基づき一定の範囲内で支援するもので、川西市の場合は、低所得者が多い、高齢者が多いことが繰り入れの対象になっています。以上が法定内繰入金でございます。

ご説明申し上げましたとおり、低所得者、中間所得者に対して、その負担を軽減するために設けられている制度でございます。

次に、その他法定外繰入金につきましてご説明いたします。

20年度より一般会計繰入金の内、その他繰り入れ金を見直しいたしました結果、下から4行目の通り、その他繰り入れ金の被保険者1人あたり額が、他市町に比べ少なくなっております。

その他繰入金を20年度より見直した理由について、改めてご説明申し上げます。

19年度までは、市民の35%が国保の加入者であり、また、市民のほとんどは年令を重ね、最後は国保に加入するという状況であったため、社会保険に比較して負担の大きい国保に対する支援は、多くの市民に理解が得られるものとして、法定外のその他繰入金を実施して参りました。

しかし、20年度より後期高齢者医療制度が創設され、国保加入者が25%に減ったこと、市民が最後に加入する保険が後期高齢者医療になったこと、このような状況で法定外の繰入を実施することは、市民の75%にあたる後期高齢者医療加入者や、社会保険の被保険者に対して、社会保険料の2重支払いを求めることとなります。また、後期高齢者医療加入者には法定外の繰り入れが

審 議 経 過 (5)

	<p>ないことなどの理由により、見直しをいたしました。</p> <p>現行及び改定案の税率が、近隣市や後期高齢者医療の保険料（税）と比較して突出して高いというような危機的な状況でない限り、法定外の繰り入れは実施すべきでないと考えています。</p> <p>ただし、国民健康保険は、国民皆保険制度を維持するための防波堤のような責務もあることから、加入者には社会的弱者も多く、法定ルールだけでは救われない加入者に対しては、一定ルールの中で、条例減免分はこれまで通り繰り入れを続けていくべきと考えております。</p> <p>以上、追加資料の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
会 長 委 員	<p>ただ今の諮問及び説明につきまして、何かご質問・ご意見はございませんか。</p> <p><u>資料3</u>の中で被保者一人当りの職員給付費（7,725円）が他市に比べて高いように思いますが、何故ですか。</p>
事務局 部 長	<p>川西市は国保特別会計の中で処理していますが、一般繰り入れの対象となっている部分を計算しますとごらんのようになります。</p> <p>国保にあたる事務費については、特別会計で処理していくのが基本であります。自治体によっては、一般会計で処理しているところもあります。市によってバラツキがあります。</p>
事務局	<p>法定外繰り入れは川西市は20年度より減額となっています。他市では今でも法定外繰り入れを実施しています。</p>
会 長 事務局 委 員 事務局	<p>ちなみに、19年度までの法定外繰り入れはいくらですか。</p> <p>3億1,839万9,000円でございます。</p> <p>法定外繰入金については、率はきまっているのか。</p> <p>法定内繰り入れは、毎年決まった額がはいってきています。法定外については市によって判定しております。</p>
委 員 部 長	<p>医療費の3%の増が続けば公費負担も増えていくが、みとおしは？</p> <p>国保財政からの仕組みからいいますと、所得の伸びが期待できない現状にあつては、医療費の自然増に対処するため、一定の自然上昇分を負担願いたい。</p>
委 員 部 長	<p>医療費を抑制する方向に市も進んでいかないことには、いくらでも嵩んでいく。今後もバランスのある方策を願いたい。</p> <p>特定健診制度は20年度より始まっていますが、健康は自分でまもるということは原則であります。それを何故国家ないしは、行政がなぜ介入してくるのか、というご意見もあります。特定検診の受診率は20年度は目標値はクリアしてはいますが、どう受けていただくか、その方向にむいてないようです。</p> <p>また、ジェネリック医薬品について多々ご意見もいただいておりますが皆様のご意見を得ながら、国保加入者の方にPRしていきたい。</p>
委 員 委 員 部 長	<p>このまま放置しておく、3年たてば保険税は一割上がる計算になる。</p> <p>市としては、財政の見直し？独自の方策、青写真みたいなものはあるのか。</p> <p>医療保険のなかで、一番遅れているのが国保である。昭和36年国保発足当</p>

審 議 経 過 (6)

<p>部 長</p>	<p>時の人口構造、社会経済構造からかなりかわってきている。それに取り残されているのが、国保であります。国保には、公費による補助があります。法的に措置されることになっています。一般会計の繰入金は、それによっては税率調整は可能であると思いますが、20年度の税率改正時に見直した経過があります。十分な答えにはなっておりませんが、この5年間で社会保障制度は激変しています。民主党のマニフェストでは医療保険の一本化とありますが、統合されるまでの補助を要望していきます。</p> <p>市独自として、医療費の自然増をいかにおさえていくか。特定検診制度については、目標値を十分できる体制にもっていくことが肝要であると考えております。</p>
<p>委 員 副市長</p>	<p>政権担当が民主党にかわって市にとってメリットはあるのか。</p> <p>国民健康保険の構造が36年当時と現在では大きくかわってきています。36年当時は国保加入者の無職の方の割合は9%、現在は50%超となっています。それだけを見ても、国保は脆弱な構造となっています。</p> <p>民主党のマニフェストのなか、後期高齢者の廃止等地域保険の広域化についてはまだなにも決まっていません。不明な点が多い。決まりましたら当協議会にご連絡さしあげたい。</p>
<p>委 員 事務局</p>	<p>特定検診を受けておられなかった方を増やすのをどのような方法を考えているのか。</p> <p>20年度から個別にしています。再度お願いすることも考えています。5年後の最終数値も決まっています。それに向けて努力していきたい。</p> <p>(他に質問・意見等なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見は付記事項として「答申書」に記載することは可能でありますので、そのようなことも考慮に入れながら、当協議会として、諮問されております「平成22年度国民健康保険税の変更について」をいかがに取り扱うか採決させていただきます。</p> <p>それでは、「諮問どおりの変更はやむを得ない」と思われる委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;"><u>「賛成多数」</u></p> <p>諮問どおりの変更は、やむを得ないものと思われる委員が多数ですので、平成22年度国民健康保険税の変更につきましては、諮問どおりの内容で答申を作成してまいりたいと存じます。</p> <p>次に、「答申書」の作成に取りかかるわけですが、本日あるいはこれまでに皆さまからいただいたご意見をもとに、「答申書」を作成してまいりたいと考えております。</p> <p>文案につきましては、私と三木副会長にご一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《 「異議なし」の声あり 》</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは「答申書」を作成し、次回には皆さまにご覧いただいたあと、答申</p>

審 議 経 過 (7)

事務局
会 長

してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に協議事項第2の「その他」に移ります。

皆さま、何かございますでしょうか。

事務局の方からは、何かありますか。

《 次回第4回運営協議会10月29日(木)の案内説明 》

それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

本日は、公私何かとご多忙のところ、どうも有り難うございました。

以 上

14:13

※資料については、市政情報コーナーに備え付けています。